

○前回からの条文素案の変更点

No.	項目	修正前	修正後	修正の方向性
条例素案				
1	前文	私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたった、こうした考えのもと、すべての子どもが権利を持った主体として、自分らしく成長できるまちを実現するために、この条例を制定します。	私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言で <u>うたわれた理念のもと</u> 、すべての子どもを権利を持つ主体として <u>尊重</u> します。 <u>そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して</u> 、この条例を制定します。	大澤アドバイザーの意見を踏まえ、子どもを大人とともにまちづくりを行うパートナーとして位置付けました。 その他、文言の整理を行いました。
2	基本理念	-	<u>4 市、子ども、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無その他の個性や違いを理解し、尊重し合うものとする。</u>	大澤アドバイザーや市議会からの意見を踏まえ、共生の考え方を理念に位置付けました。
3	自分らしく成長する権利	(2) 家族と一緒にいることができ、大切に育ててもらうこと。	(2) 家族と一緒にいることができ、 <u>大切に育てられること。</u>	アンケート調査の自由意見及び藤野委員からの意見を踏まえ修正しました。
4	自分らしく成長する権利	-	<u>(6) プライバシーが保護されること。</u>	大澤アドバイザー及び金子副部会長の意見を踏まえ、プライバシーの保護は、自分らしくいる権利の一部と捉え、「守り、守られる権利」から変更しました。
5	守り、守られる権利	(6) プライバシーが保護されること。	削除	同上
6	守り、守られる権利	-	<u>(3) 必要な情報や知識を得ること。</u> <u>(4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。</u>	「プライバシーの保護」を自分らしく成長する権利に移したことに伴い、意見交換会でのご意見等を参考に追加しました。
7	子ども関係施設の役割	子ども関係施設及びその関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。	子ども関係施設及びその関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、 <u>子どもの権利の保障に努めるものとする。</u>	子ども関係施設の役割にのみ、「子どもの権利の保障に努める」がなかったため、藤野委員のご意見を踏まえ追加しました。
8	子ども関係施設の役割	-	<u>2 子ども関係施設及びその関係者は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	もともと条文上にありましたが、上記項目を追加したことにより、第2項に移すことにしました。

No.	項目	修正前	修正後	修正の方向性
9	子ども関係施設の役割	-	6 子ども関係施設及びその関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心してできる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。	前回の部会において、いじめ問題に関する意見が多数ありましたので、いじめ防止に関する規定を追加しました。
10	子どもの意見表明等	市は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。	市は、 大人とともにまちづくりを担う 子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。	大澤アドバイザーのご意見を踏まえ、前文と同様に子どものまちづくりを一緒に担う
11	多様な個性を育むための環境整備	-	第16条 市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる環境整備その他必要な措置を講ずるものとする。	藤野委員や大澤アドバイザー、WS結果等を踏まえて、包括的な文言として
12	救済委員会	ただし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態については、取り扱わないものとする。	ただし、 調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件に該当するときは、調査を行わないものとする。	重複を避けるため、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関しては、救済委員会では取り扱わないとしていましたが、いじめ全般を取り扱わないように見えてしまっていたことや、それ以外にも調査を行うことが適切ではないものもあるため本言を修正しました。
13	救済委員会	-	6 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第3項の規定による委嘱を解くことができる。	鈴木委員のご意見を踏まえ、救済委員の解任規定を設けました。
14	救済委員会の尊重	-	第18条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。 2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。	第17条第2項第3号の規定(子どもの権利の侵害について、市長に必要な措置を講ずることを求めること。)に関し、求めがあった際の市長の役割について新たに規定しました。
15	救済委員会への協力	-	第19条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、協力しなければならない。 2 市の機関以外の子ども関係施設は、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとする。	救済委員会が適切に調査や調整が行えるよう、新たに規定を設けました。
16	子どもの権利相談員	-	第20条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員を置く。	救済委員会に至る前の相談業務等については、もともと相談員を設けることを予定していましたが、それが確実に実施されるよう条文中で規定しました。
17	施策の推進	-	第21条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、 行政の担当や役割の枠を超えて、子どもの権利に関する必要な施策を総合的に推進するものとする。	本条例は、市の組織全般に適用されるものですが、子育て部門だけの取組ではないことが明確に分かるよう、追記しました。
18	施策の推進	-	3 市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。	鈴木委員のご意見を踏まえ、市が子ども・子育て会議に意見を求めた後の対応について規定しました。

No.	項目	修正前	修正後	修正の方向性
解説文				
1	江別市子どもの権利条例の制定の経緯	中学生から大学生までを対象としたワークショップや不登校児童の家族や支援団体、児童相談所、養護学校に通う生徒の皆さんなどと意見交換会を実施しました。	小学5年生から高校3年生を対象としたアンケート調査や中学生から大学生までを対象としたワークショップ、不登校児童の家族や支援団体、児童相談所、特別支援学校に通う生徒の皆さんなどと意見交換会を実施しました。	石塚部会長及び齋藤委員からのご意見を踏まえ、文言の整理を行いました。
2	前文	-	・子どもは守られるべき存在だけでなく、大人と一緒にまちづくりを行うパートナーです。前文にこのことを明記することにより、子どもの権利条例の姿勢を明確にしています。	大澤アドバイザーのご意見を踏まえ、前文を修正したため、解説文を追記しました。
3	基本理念	-	・第4項では、個性や違いを理解し、自分にはない相手の良さを理解し、尊重することの大切さを明記しています。共生社会の形成は、子どもが自分らしく健やかに成長する上で基本となると考えられることから、基本理念として位置付けています。	大澤アドバイザー及び市議会のご意見を踏まえ、基本理念に共生に関する文言を追加したため、説明文を追記しました。
4	自分らしく成長する権利	例えば、子どもの最善の利益のために家族と離れる選択がされることもありますが、その場合にあっても、家族と連絡を取り合うことができるようにすることが必要です。	例えば、子どもの最善の利益のために家族と離れる選択がされることもありますが、その場合にあっても、子どもが希望すれば家族と連絡を取り合うことができるようにすることが必要です。	大澤アドバイザー及び藤野委員のご意見を踏まえ、必ずしも子どもが家族と連絡を取り合うことを希望するとは限らないと考えられるため、文言の整理を行いました。
5	保護者の役割	発達過程の子どもの意見をすべて尊重するのではなく、声を聴いた上で、何が子どもにとって最も良いかを大人が考え、導くことを規定しています。	発達過程の子どもの意見を無条件に尊重するのではなく、声を聴いた上で、何が子どもにとって最も良いかを大人が考え、導くことを規定しています。	藤野委員のご意見を踏まえ、本解説文の趣旨にあった文言となるよう整理しました。
6	子ども関係施設の役割	-	・第3項では、子どもが様々な経験や体験できるよう、社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動など)に参画する機会の確保に努めるものとしています。	解説が抜けていたため追記しました。子どもが成長するためには、さまざまな経験や体験を得る機会が重要です。
7	子ども関係施設の役割	-	・第6項では、いじめは、子どもの権利侵害にあたります。そうした状況にならないよう、子どもが利用する施設においては、市と連携をして防止する取組が重要です。	新たにいじめに関する規定を設けたため、解説文を追記しました。
8	子どもの意見表明等	市の役割として、必要な情報を提供するとともに、	市の役割として、まちづくりを大人と一緒に担うパートナーとしての子どもが、必要な情報を提供するとともに、	前文において、子どもを大人とともにまちづくりを行うパートナーと位置づけた考え方を示したことから、条例の本則においてもこれを明確にしたため、解説文に追記しました。
9	多様な個性を育むための環境整備	-	・本条では、市は、置かれている状況(経済的な事情、家庭環境、障がいの有無など)にかかわらず、子どもが心身を休めることができ、また社会とつながりを持ち、孤立しないような環境を整備することの責務を明確にしています。 ・これには安全な居場所の確保や交流の機会の提供などが含まれ、物理的環境の整備にとどまらず、必要に応じてさまざまな支援や制度を設ける柔軟な対応も考えられます。	WSやアンケート調査等で得られた居場所に関する事項を踏まえて、本条を追加しました。それに合わせて、解説文も追記しています。

No.	項目	修正前	修正後	修正の方向性
10	救済委員会	-	<p>・調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件については、別途定めることとなりますが、以下のよう なものを想定しています。</p> <p>①判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に係争中の事案に関するものであるとき。</p> <p>②議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。</p> <p>③救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。</p> <p>④子ども又は保護者の同意が得られないとき(ただし、その子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません)。</p> <p>⑤いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に規定する重大事態として同項に規定する学校の設置者又はその設置する学校により調査が開始されたものであるとき。</p> <p>⑥児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援のため、同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会による協議が開始されたものであるとき。</p> <p>⑦前各号に掲げる場合のほか、調査を行うことが適当でないとき。</p>	<p>救済委員会において調査を行うことが適当でない要件について記載しています。</p> <p>基本的な考え方としては、すでに救済委員会と同等の権限を有する機関が存在する場合、重複を避けるため救済委員会による調査の対象外としています。</p> <p>また、相当程度の期間が経過している場合も同様に調査の対象外としています。</p>
11	救済委員会の尊重	-	<p>・本条は、権利侵害があった場合の救済方法について規定しています。</p> <p>・市長は、救済委員会からの求めがあった際には、その求めに応じた対応を講じ、その結果を救済委員会に報告することとしています。</p>	<p>新たに条文に追加しましたので、解説文を追記しました。</p>
12	救済委員会への協力	-	<p>・救済委員会が子どもの権利に関する課題解決に向けて取り組むにあたっては、第17条第2項第3号の規定による救済委員会の調査等に対して、協力することが大切です。そのため、市の機関に関しては義務とし、市の機関以外に関しては努力義務としています。</p>	<p>救済委員会の調査権限の強化を目的に条文を追加したため、説明文を追加しました。</p>
13	子どもの権利相談員	-	<p>・子どもの権利に関する相談は、まずは江別市子どもの権利相談員が課題解決に向けた調整等を行います。</p> <p>・子どもの権利相談員では、課題解決に至らない事案に関して、本人の同意を得た上で救済委員会への申し立てを行います。なお、緊急性が高いなどの場合においては、子どもの権利相談員の判断のもと、本人の同意を得ることなく、救済委員会への申し立てを行うことがあります。</p>	<p>子どもの権利相談員に関する規定を設けたため、説明文を追加しました。</p> <p>また、鈴木委員より、本人の同意を得ない救済委員会への申し立ての必要性について意見をいただいたため、そのような可能性もあることを解説文中で明記しました。</p>
14	施策の推進	-	<p>・目的の達成のためには、福祉や教育、その他様々な部門が連携して、子どもの権利を大切にすることを重視します。</p>	<p>子どもの権利を守るためには、市がさまざまな役割を超えた連携を図ることが必要です。これを条文中で明確にしたため、解説文も追記しました。</p>